

和歌山県知事
宮崎 泉 様

令和9年度 政府予算編成
及び施策の策定に関する

要 望 書

(令和8年5月)

和歌山県町村会

令和9年度 政府予算編成 及び施策の策定に関する要望

平素は、県内町村の住民福祉の向上と自治振興につきまして、格別のご高配とご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、町村においては、過疎化・少子高齢化社会への対応や防災対策、社会基盤の整備等々、解決すべき課題が山積していますが、知恵と工夫を凝らしながら様々な施策を展開しているところです。

このような中で、我々町村は、行政体制の整備や健全で節度ある財政基盤の確立に努めておりますが、なお多くの課題に直面しています。

つきましては、令和9年度の政府予算編成及び施策の策定における重点要望項目を取りまとめましたので、その実現につきまして、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年5月

和歌山県町村会
会 長 岡 本 章

目 次

1	自然災害対策の強化	1
2	道路の整備促進	3
3	町村自治の確立及び町村財政基盤の強化	5
4	生活環境の整備促進及び環境保全対策	7
5	社会福祉対策の充実	9
6	農林水産対策の充実	14
7	地域振興対策の推進	16
8	情報基盤整備の促進	17
9	教育施策等の推進	18
10	地域改善対策の推進	19
11	商業捕鯨に対する取組及び 反捕鯨団体による妨害活動への対応	20

1 自然災害対策の強化

地震・津波等の自然災害に対し、住民の安全安心を確保していくには、各地域において充実した防災・減災対策の強化を図る事が重要であるため、次の事項を実現されたい。

1. 防災・減災事業費の確保

- (1) 大規模地震や台風等への防災・減災対策として取り組んでいるハード・ソフト等の更新費用やランニングコスト、防災DXの実証実験や社会実装に係る費用など財政的支援対象の拡充を図られたい。
- (2) 緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債について、制度の恒久化と対象事業の拡充を図られたい。
- (3) 南海トラフ地震の被害想定範囲の大きさや半島という地理の特性上、現在想定しているよりも長い期間に備えることができる備蓄が必要になってくるため、物資備蓄に対する十分な財政支援を講じられたい。
- (4) 津波浸水想定区域外においても、土砂崩れや道路の断絶等が考えられることから、防災機能の拠点となる庁舎の移転や建て替えに対する財政支援を講じられたい。
- (5) 内水氾濫等の対策として、雨水排水対策事業に対する財政支援の強化を図られたい。

2. 防災減災対策の推進

- (1) 津波・洪水対策を目的とした河川・海岸・港湾事業の充実を図られたい。
- (2) 地震・津波・洪水に関する調査・監視・観測体制の一層の強化を図られたい。

- (3) 新宮・東牟婁地域の防災力強化のため、救助活動の拠点や広域物資輸送拠点となるような県の広域防災拠点の整備に対し、支援されたい。

また、迅速な道路啓開のための防災基地を整備されたい。

3. 紀の川水系の総合的な洪水対策等の推進

- (1) 紀の川の抜本的な治水対策として、藤崎狭窄部対策を早期完成されたい。

また、これらの整備途上である現状においても、内水氾濫の対策として、河道掘削及び樹木伐採等の浸水対策を図られたい。

- (2) 九度山地区、慈尊院地区における洪水対策として堤防未整備地区の事業推進を図られたい。

2 道路の整備促進

本県の道路整備は全国水準に比べて著しく立ち遅れている状況であり、また、大規模災害に備えた強靱な国土を形成するため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1. 道路整備事業費の十分な確保

高速道路から生活道路まで、防災対策をはじめ地域が真に必要なとする道路整備を計画的かつ着実に推進するため必要な道路関係予算は全額確保されたい。

また、老朽化対策について、引き続き十分な予算を確保されたい。

2. 近畿自動車道紀勢線等の早期整備

(1) 印南町～田辺市間 4 車線化の事業促進

(2) すさみ町～太地町間の早期完成及びすさみ南 I C のフルインターチェンジ化の事業化

(3) 新宮市～熊野市間の早期完成

3. 京奈和自動車道 4 車線化の事業化

4. 国道の早期整備促進

(1) 国道 4 2 号

①有田海南道路の早期完成

②水越峠付近（由良町畑～広川町井関間）の早期整備

③由良町中～畑間の歩道整備の整備促進

④印南町津井地内の歩道整備の整備促進

⑤越波防止柵未整備区間（みなべ町山内～堺）の早期完成

⑥みなべ町山内と東岩代との境界の歩道の早期完成

⑦上富田町岩崎地区から近畿自動車道上富田 I C 間の無電柱化の事業化

⑧那智勝浦町湯川地区、宇久井地区、浜ノ宮地区の歩道の早期完成及び市屋地区、狗子ノ川地区、浦神地区の歩道整備の早期事業化

(2) 国道 1 6 9 号

奥瀬道路(小松～小森～下尾井間) の早期完成

3 町村自治の確立及び町村財政基盤の強化

真の地方自治確立のため、町村が責任を持って行財政運営ができるよう、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1. 地方税財源の充実と地域間格差の是正

町村が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を見直すとともに、税収の偏在性が少ない安定性を備えた地方税体系を構築されたい。

2. 地方交付税の充実強化

町村の安定的財政運営に必要な地方交付税の総額を確保するとともに、町村の需要を適切に反映するよう財源調整と財源保障の両機能を堅持されたい。

また、広域的な過疎対策として過疎地に囲まれた町村に対する財政措置についても格差が生じないよう財政対策を講じられたい。

3. 地方債の充実改善

(1) 財政基盤の脆弱な過疎町村が過疎計画に基づく事業を着実に推進できるよう、過疎対策事業債（ソフト分を含む）の必要額を確保されたい。

(2) 地球温暖化対策の推進に対する財政支援として、脱炭素化推進事業債の恒久化と財政措置内容の更なる充実を講じられたい。

(3) 公共施設等の老朽化に対する財政支援として、公共施設等適正管理推進事業債の延長と財政措置内容の更なる充実を講じられたい。

4. 地方創生の推進

(1) 町村が策定した総合戦略に基づく事業の実施について、十分な財政支援を今後も継続的に実施されたい。

(2) 住民等への給付金等の支給事務について、地方公共団体の過大な負担とならないよう、早期にスケジュールや支給対象、支給方法について明示するなど、地方の意見を十分に踏まえた制度設計とし、給付にかかる事務費については全額交付されたい。

また、全国一律に支給される給付金について、将来的に国からの直接給付を検討されたい。

5. ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税交付金は、ゴルフ場所在市町村において、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策、農薬・水質調査等の環境対策、消防・救急など、特有の行政需要に対応しており、地域振興をはかるうえでも不可欠な財源となっていることから、現行制度を堅持されたい。

6. 消防団員の処遇改善に伴う財政支援の拡充

消防団の安定運営に向けた団員の報酬など処遇改善について、自治体の需要が適正に反映されるよう財政措置の拡充・要件の見直しを図られたい。

7. ふるさと納税制度の持続可能な制度運用

(1) 頻繁な制度改正を避け、町村及び返礼品事業者に過度な事務的負担が生じないよう安定した運用をされたい。

(2) 農水産品やその加工品は、重量やサイズが大きく物流費の負担が重いことから、地域の実情に応じた募集経費の柔軟な算定・運用を検討されたい。

(3) ふるさと納税ポータルサイト運営者に対し、手数料の透明化・適正化を義務付けられたい。

(4) 小規模地方自治体や返礼品生産者・提供事業者の意見聴取を制度化されたい。

4 生活環境の整備促進及び環境保全対策

住民が真に豊かさを実感できる住みやすい地域社会をつくるため、生活環境の整備対策及び環境保全対策を強力に実施する必要があるので、次の事項について配慮されたい。

1. 水道施設の整備促進

- (1) 老朽化に伴う更新事業及び耐震化事業に対する財政措置を強化されたい。
- (2) 簡易水道既普及地域において、管網計画の見直し（複線化）により発生した管路の新設について、財政措置を拡充されたい。
- (3) 令和8年度から有機フッ素化合物（PFOS・PFOA）が水質基準項目へ含まれるが、水質検査業務に要する経費に新たな財政支援を講じられたい。

2. 汚水処理施設の整備促進

生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を目的として、合併処理浄化槽設置事業をより推進するため、全ての転換に対して補助制度の充実を図られたい。

3. 不法投棄の防止

- (1) 国・製造業者の責任を強化して不法投棄対策に万全を期するとともに、製造業者が製品のリサイクル性の向上や廃棄物の量の削減に取り組むよう強力に指導されたい。
- (2) 「特定家庭用機器再商品化法」（家電リサイクル法）において、リサイクルに要する費用を製品購入時に支払う「前払い方式」に改められたい。

4. 太陽光発電設備設置に係る法整備

保安規定等の届出が不要である小規模太陽光発電設備は、安易な設置で大雨や暴風・突風により、地域住民に被害を及ぼしているため、設置に際し全ての太陽光発電設備が構造設計の審査を受けるなどの法整備を促進されたい。

また、事業者が設置する全ての太陽光発電設備が、地域住民への説明並びに同意を得て設置されるよう法整備を促進されたい。

5. 空き家対策の推進

(1) 空き家の除却を促進するため、国庫補助が受けられる空き家の要件緩和並びに補助対象の拡大を図るなど補助制度を拡充されたい。

(2) 空き家除却後の土地に対し、固定資産税等の軽減措置を行えるよう地方税法等を改正されたい。

5 社会福祉対策の充実

住民が安心して生活するためには、福祉サービスの充実が重要であるため、次の事項について配慮されたい。

1. 医療保険制度の一本化の実現

少子高齢化の進展及び就業構造の変化により医療保険制度間に負担の不均衡が生じている。国民皆保険制度を維持するためには、国民の負担と給付の公平は不可欠であり、公的医療保険制度をすべての国民に共通する制度として一本化されたい。

2. 国民健康保険の安定運営の確保

- (1) 国民健康保険事業の健全な運営維持を図るため、引き続き十分な財政措置を講じられたい。
- (2) 重度心身障害者及びひとり親家庭医療費助成事業等に係る国民健康保険の国庫負担金の減額措置については、全廃されたい。
- (3) 国民健康保険の子どもに係る均等割保険税の軽減制度を拡充されたい。
- (4) 生活保護受給者の国保等加入については、国保財政を悪化させる要因となるので、現行通り生活保護制度の中で対応されたい。
- (5) 令和8年度からの子ども・子育て支援金制度について、国の責任で分かりやすく丁寧な周知を行うとともに、国保の運営に支障を及ぼすことがないように必要な財政措置を講じられたい。

3. 介護保険制度の円滑な実施

- (1) 介護保険財政の健全な運営のため、町村の財政負担及び事務負担については、十分な財政措置を講じられたい。

- (2) 1号被保険者の収入に対する負担が大きいため、公費負担率の引き上げを検討されたい。
- (3) 介護保険給付費の国の負担25%のうち5%が調整財源とされているが、調整財源については25%の別枠とされたい。
- (4) 介護労働者の人材不足解消を図るため、介護労働者、特に介護支援専門員と訪問介護員に対する介護報酬、労働条件等を改善するとともに、保険料に及ぼす影響について十分配慮されたい。
- (5) 事業者が定着しづらい中山間地域においても、介護サービスが適切に提供されるよう、事業者への支援を拡充されたい。
- (6) 「特別養護老人ホーム」や「認知症型共同生活介護事業所」では、国の制度において低所得者の利用者負担軽減があり、居住費、光熱費、食費の一部を補助されているが、「小規模多機能型居宅介護施設」についても、同様の一部補助制度を創設されたい。

4. 後期高齢者医療制度の推進

- (1) 後期高齢者医療制度の改革と健全な財政運営を図るための国の財政措置の拡充を図られたい。
- (2) 令和8年度からの子ども・子育て支援金制度について、制度導入で高齢者の負担が増加するため、十分な激変緩和措置を設けるなど過度な負担とならないような対策をとられたい。

5. 特定健診・特定保健指導の円滑な推進

特定健診・特定保健指導の安定化を図るため、保健師等必要な専門職の養成及び事業に係る所要の財政措置を拡充されたい。

6. 障がい者対策の推進

- (1) 障害者総合支援法施行に伴う地域生活支援事業について、事業の円滑な運用を図るため、適切な財政支援を講じられたい。
- (2) 障がい児支援の充実のため、児童発達支援管理責任者、保育士、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等の専門職の処遇改善や人材育成、研修体制の充実など、支援を強化されたい。
- (3) 看護職員加配加算の見直しや送迎加算の見直しなど、制度的支援を強化されたい。
- (4) 過疎地や中山間地域においても、障害児通所支援事業を提供できるよう、事業者への補助制度を創設されたい。
- (5) 障害者総合支援法に基づき町村が実施する障がい者相談支援等について、社会福祉法上の社会福祉事業に該当せず、消費税の課税対象となっている現行の取扱いを見直し、非課税とされたい。

7. 医療提供体制の充実強化

- (1) 医師等医療従事者の不足が深刻化しているなか、条件不利地域にあっては、その確保が極めて困難な状況にある。
このため、自治体病院をはじめとする地域の基幹病院について適切な医療提供体制を確立するため、医療従事者確保対策に必要な財源措置・人材育成措置を講じられたい。
- (2) 地域偏在や診療科偏在の影響で、分娩を休止する病院が相次いでいることから、早急に産婦人科医師・助産師の確保を講じられたい。
また、分娩を取り扱う産科に対し、十分な財政支援を講じられたい。

- (3) 地域の小児科医師の高齢化及び減少に伴い、町村の乳幼児健診に支障を来すほど小児科医療体制が逼迫していることから、小児科医師の確保を講じられたい。

8. 少子化対策の推進

- (1) 子どもとその家庭への支援施策の推進に必要な社会福祉士、保健師、保育士等の専門人材の確保及び育成に対する支援を充実強化されたい。
- (2) 少子化対策の一環として、子ども医療費（地方単独事業）の平準化を図るため、全国統一的な制度を検討されたい。
- (3) 幼児教育・保育の無償化（3歳～5歳）の対象外である子ども（0歳～2歳）の保育料を、所得要件等に関わらず完全無償化するための十分な財政措置を講じられたい。
また、無償化の対象外となっている給食費についても、無償化するための十分な財政措置を講じられたい。
- (4) 学校給食費の抜本的な負担軽減について、公立中学校にも拡充されたい。
- (5) こども誰でも通園制度に係る財政支援の拡充
こども誰でも通園制度の実施に当たっては、全国一律の制度とせず、保育人材の不足地域の実情に応じて柔軟に対応出来る制度設計とされたい。
利用実態と職員配置に乖離がある場合においても、実際の人員配置に見合った財政支援をされたい。

9. がん対策の強化

がん対策の一層の充実を図るため、町村が実施するがん検診事業に対する十分な財政措置を講じられたい。

10. 予防接種の定期化に伴う財政支援

- (1) 定期接種化された予防接種の費用については、国において全額財政措置を行われたい。

- (2) 定期予防接種に位置づけられた帯状疱疹予防接種について、対象年齢の拡大を講じられたい。
- (3) 任意予防接種となっている「流行性耳下腺炎」を早期に定期予防接種に位置づけ、町村の負担軽減のため十分な財政支援を講じられたい。
- (4) 二種混合予防接種 2 期について、百日咳ワクチンについての安全性や効果の評価を行い百日咳を含んだ三種混合ワクチンの導入を検討されたい。

1 1. 国に委嘱されている各委員の処遇改善に伴う財政支援の拡充
地域住民に身近な相談支援の担い手である民生委員・児童委員、行政相談員、保護司及び人権擁護委員をはじめ、国に委嘱され地域において福祉、相談、更生保護、人権擁護等の活動を担う委員に対する活動費等を引き上げるとともに、活動内容の周知・啓発を図るなど地域における担い手確保に必要な措置を国の責任において講じられたい。

6 農林水産対策の充実

地域の実情に応じた農林水産施策を充実させるため、次の事項を実現されたい。

1. 国内産農林水産物の消費拡大対策の推進

本県の主要作物である果樹、野菜、花きをはじめ、国産材、魚介類等の農林水産物は、グローバル化による生産者価格の低迷や原油価格などの高騰による生産コストの増加の影響を受け、農林水産経営と地域経済にとって大きな打撃となっている。

また、近年の消費者の食に対する安全・安心への関心が高まるなか、高品質食料品を生産し、省力・低コスト化等により、産地強化に努めているところであるが、本県農林水産業のさらなる活性化と地域経済の維持発展を図るため、海外市場の開拓による市場拡大を含め、国内農林水産物の消費拡大対策を、今後も引き続き強力に推進されたい。

2. 林業・木材産業による雇用創出

森林所有者の経営意欲を創出するための経営対策の推進、需給変化に対応した木材産業構造の確立と国産材の需要拡大、民間による整備が困難な水源林等公益森林の整備に対する支援の強化等、積極的な対策を図られたい。

特に、広範な森林を有する地域においては、林道や森林作業道の整備に多くの時間と経費を要する事から、搬出困難な間伐に対して補助するなど地域の実情に応じた対策を図られたい。

3. カツオ資源の再生・保護

日本沿岸地域におけるカツオ漁不漁について資源の再生・保護を諸外国に訴え、カツオ資源の確保について特段の措置を講じられたい。

4. 鳥獣被害防止対策の効果的な推進

野生鳥獣による被害が、山村地域を中心に農林や住民生活、自然生態系に深刻な影響を及ぼしているため、「鳥獣被害防止特措法」に基づき、町村が主体的かつ切れ目なく取り組むことができるよう、必要な財政支援を強化されるとともに、鳥獣害防止対策の技術開発・普及・専門家の育成を推進されたい。

また、クマ類等有害鳥獣の捕獲・駆除にあたる狩猟者の高齢化が進むなかでその人材確保施策を推進されたい。

5. 磯根漁場対策の推進

近年、海水温の上昇等により、海藻類が繁茂しない磯焼けが問題となっている。磯根資源確保のためにも、環境調査研究、磯焼け対策の研究を推進し、現地での普及・展開に向けた支援を強化されたい。

7 地域振興対策の推進

町村の地域活性化を図るため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1. 地域公共交通の確保・維持の推進

- (1) 中山間地域、過疎等の条件不利地域において、生活交通ネットワークを確保・維持するため、路線バス事業者に対するさらなる補助等、財政支援を拡充されたい。加えて、タクシー事業者に対して新たに財政措置を講じられたい。
- (2) 地域住民の交通手段を将来にわたって確保するため、個人タクシーを開業するための基準の緩和や、公共ライドシェア実施区域制限の緩和など、地域の特性や実情に応じた交通基盤の構築に向けた取り組みを支援されたい。
- (3) ライドシェアについて、過疎化等を背景とした地域における公共交通基盤の脆弱化や海外からの旅客者の増加など、社会環境の変化や多様なニーズに対応すると共に、既存の交通事業者と共存共栄出来るような法整備を進められたい。

2. 観光振興の促進

- (1) 観光産業の回復期を経たあとの更なる活性化のため、国内外から来訪する旅行者の様々な需要に対応できるよう、受け入れ体制整備に必要な設備投資やDX化のほか、観光業における人材不足という課題解決に対し、積極的に支援されたい。
- (2) 景観・環境・安全に配慮した基盤整備等、観光インフラの重点的かつ先行的な整備の推進を図られたい。
- (3) 地域伝統文化の維持・継承をはかるための施策の支援を図られたい。

8 情報基盤整備の促進

多様化する行政サービスの提供と効率化のため情報化施策に積極的に取り組むため、次の事項について配慮されたい。

1. 地方公共団体情報システム標準化に対する支援

ガバメントクラウドへの移行により、現行よりもコストが上昇することがないように、ガバメントクラウド接続に係る経費(独自クラウドからの連携を含む)、通信回線費等関連する経費、移行後のシステム改修に係る経費について、全額国負担とする等の対策を講じられたい。

2. 地上デジタル放送設備更新に対する支援

テレビの地上デジタル放送化に伴い、一部地域では電波を受信できなくなったことにより、それらの地域でテレビ視聴を可能とするため、公設により情報通信設備を整備して運営を行っているが、設備の耐用年数が近づき、設備更新が不可欠となっているため、財政的支援を講じられたい。

3. 自治体情報セキュリティ対策の運用強化

サイバー攻撃の複雑・巧妙化に対応するため、情報セキュリティ強化対策について、十分な人的・財政的支援を講じられたい。

9 教育施策等の推進

町村の教育施策の充実を図るため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1. 公立小中学校教職員の定数増

学習指導要領の改訂に伴う教職員の負担増や長時間労働を緩和する働き方改革を促進する上で、公立小中学校教職員の定数の増加を検討されたい。

2. 公立小中学校の施設整備

(1) 公立小中学校施設整備に係る必要な財源確保と町村が活用しやすい財政措置を拡充されたい。

(2) 学校給食を維持していくため、調理用機械を更新する際の補助制度新設等、財政的支援を拡充されたい。

3. G I G Aスクール構想に係る財政支援の拡充

子どもたちの学びを保障するため、G I G Aスクール構想を推進するとともに、ハードやソフトの維持管理や更新、充実に対する財政措置や家庭での通信料に対する補助を拡充されたい。

また、I C T支援員の配置水準を引き上げるとともに、財政措置を拡充されたい。

4. 部活動の地域展開への対応

部活動の在り方等については、現場の意見等を十分踏まえ、地域の実情や課題を総合的に考慮し、どの地域においても部活動が円滑に実施できる制度とされたい。

また、地域展開を推進する町村に対しては、学校、家庭、地域の間での連絡調整をするためのコーディネーターや地域部活動の指導員、推進協議会充実のための経費等について十分な財政措置を講じられたい。

10 地域改善対策の推進

地域改善対策の推進を行うため、次の事項について配慮されたい。

1. 住宅新築資金等貸付事業の改善

住宅新築資金等貸付事業の実施町村は、地域の住環境の改善整備と住民福祉の向上に寄与してきたが、償還事務及び貸付金の回収については、町村に多大な財政負担と労力を要しており、町村の行政事務にも支障を来している。

よって、町村が償還事務を円滑に遂行できるよう下記事項を実現されたい。

償還推進助成事業については、その内容を充実するとともに、かかる財源は国の負担とし、償還完了まで実施されたい。

また、実質的に返済が不可能な「本人及び連帯保証人死亡・行方不明」等にかかる滞納債権については、全額国で措置されたい。

2. 人権擁護の推進

(1) 同和問題等の様々な人権課題の解決に向け、きめ細かい人権啓発を積極的に推進できるよう、財政支援を講じられたい。

また、インターネット上の人権侵害を防止するため、被害を受けた個人に代わり、地方自治体等が削除要請を行えるよう制度を整備する等、法律改正を含む更なる対策を講じられたい。

(2) 隣保館運営費等に係る財政措置の充実を図られたい。

(3) 隣保館の建替えについて、複数の施設を統合する場合は、隣保館等施設整備補助金の建築面積要件や補助基準単価の拡充を図られたい。

1 1 商業捕鯨に対する取組及び 反捕鯨団体による妨害活動への対応

太地町の捕鯨は、400余年の歴史を有し、鯨食文化や鯨漁に関する伝統行事などが色濃く残り、地域の人々が生きていくための産業として欠かすことのできないものである。

平成30年12月に日本政府は、国際捕鯨委員会に脱退を通告、令和元年7月よりミンククジラ等を対象とした商業捕鯨が再開された。30年ぶりの大型鯨類を対象とした日本沿岸での捕鯨業の経営は、長いブランクのため、極めて厳しい状況となっており、加えて、当町において反捕鯨団体による無人航空機（ドローン等）の使用、SNS等による妨害活動が顕著で、操業に支障をきたしている

国・県の監督のもと、法令規則を守り、昔から受け継がれてきた漁業を営んでいるだけであり、一方的な価値観や間違った情報で批判することは決して許されることではない。

- (1) 令和元年7月から再開された商業捕鯨に対し、引き続き財政的支援を講じられたい。
- (2) 特定の地域に対する偏見をなくすために、国別・地域別の鯨類利用実態（捕獲頭数）を日常的に発信されたい。
- (3) 反捕鯨活動等により迷惑行為を行う団体や活動家に対して、入国拒否や厳重な監視活動等により、日本国内での活動を抑制する対策を強化されたい。
- (4) 反捕鯨団体をはじめとする反社会的行為を行う団体によるサイバー攻撃や無人航空機使用に係る規制などの対策強化を図られたい。